

# 退職届（老齢厚生・退職共済年金受給権者用）

表面

老齢厚生年金または退職共済年金の受給権者が退職により国家公務員共済の長期組合員資格を喪失したときの届

記号番号が2つある場合は2つ記入、請求中で年金証書が来ていない場合は空欄

所属 共済組合	文部科学省	共済組合	岡山大学	支部 所属所	0	7	5	3	2	共済組合受付印					
年金証書記号番号					個人番号(または基礎年金番号)										
A - 10	-	△△	-	○○○○○○○	-	□	基礎年金番号(10桁)で届出する場合は左詰めでご記入ください。								
A - 11	-	△△	-	○○○○○○○	-	□	○○○○	×	×	×	×	×	×	×	←基礎年金番号を記入
資格喪失年月日	令和 4 年 4 月 1 日				※資格喪失年月日は退職日の翌日です。										

次の㉗～㉙の質問に対し、該当するものを○で囲んでください。

㉗ 退職後、一か月以内に再度厚生年金保険に加入する予定はありますか。

㉗～㉙を記入、  
加給年金対象者がある場合㉙を  
記入

1. ある (加入予定年月日 令和 年 月 日)	2. ない
--------------------------	-------

「1. ある」を○で囲んだ方は、加入する予定の厚生年金の種別(下欄の第1～4号)を○で囲んでください。

第1号 (一般厚生年金)	第2号 (国家公務員共済)	第3号 (地方公務員共済)	第4号 (私学共済)
--------------	---------------	---------------	------------

㉘ あなたは、現在、雇用保険の基本手当、船員保険の失業手当金または高年齢雇用継続給付を受けていますか。

1. 受けている	2. 受けていない	3. これから受ける予定である
----------	-----------	-----------------

㉙ あなたは、この老齢厚生年金または退職共済年金のほかに、公的年金制度(裏面をご参照ください。)から障害または遺族を給付事由とする年金の決定を受けていますか。

1. 受けている	2. 受けていない	3. 請求中である
----------	-----------	-----------

「1. 受けている」または「3. 請求中である」を○で囲んだ方は、年金の名称等を下欄に記入してください。併給調整に該当する場合は、あわせて「年金受給選択申出書」を提出してください。

公的年金制度の名称	年金の種別	支給開始年月
	1. 障害 2. 遺族	昭和・平成・令和 年 月

㉚ あなたの加給年金額対象配偶者は、公的年金制度(裏面をご参照ください。)から年金の決定を受けていますか。

1. 受けている	2. 受けていない	3. 請求中である
----------	-----------	-----------

「1. 受けている」または「3. 請求中である」を○で囲んだ方は、年金の名称等を下欄に記入してください。

公的年金制度の名称	年金の種別	支給開始年月
	1. 老齢・退職 2. 障害	昭和・平成・令和 年 月

上記のとおり届け出ます。

国家公務員共済組合連合会理事長 殿

令和 年 月 日 記入した日  
を記入

【住所】 〒 -  
退職後の住所を記入

【電話番号】  
○○○ - ○○○ - ○○○○

【氏名】 ○○ ○○

【生年月日】  
昭和 ○○年 ○○月 ○○日

【備考】

## 【 注 意 事 項 】

- この届は、国家公務員共済組合連合会が決定した老齢厚生年金または退職共済年金の受給権を有する方が、国家公務員共済の長期組合員資格を喪失したときの届です。この届の提出により、退職までの期間により計算した年金額に改定されます(ただし、一か月以内に再度第2号(国共済)または第3号(地共済)厚生年金保険の被保険者(組合員)となった場合、および70歳到達後に退職した場合を除きます。)
- 平成27年9月以前に受給権が発生した退職共済年金の決定を受けている方で、平成27年10月以後の期間に係る老齢厚生年金が未決定の方は、この届とあわせて「老齢厚生年金決定請求書(老齢厚生・退職共済年金受給権者用)」を提出してください(用紙は所属の共済組合にあります。)
- 在職中に70歳に到達したことにより、第2号(国共済)厚生年金保険の被保険者資格を喪失した場合は、この届は使用できません。手続き方法については、最終勤務先の共済担当者にご確認ください。
- 老齢厚生年金または退職共済年金決定請求後に雇用保険の被保険者となった方は、別途、雇用保険被保険者証の写しを添付してください。
- 退職後に第2号(国共済)または第3号(地共済)厚生年金保険の被保険者(組合員)となる場合は、別様式の「再就職届」が別途必要となります(用紙は所属の共済組合にあります。)
- 表面㊦の質問において、障害または遺族を給付事由とする年金を「1.受けている」または「3. 請求中である」と回答し、この老齢厚生年金または退職共済年金と併給調整に該当することとなる場合、あわせて「年金受給選択申出書(様式第202号)」を提出してください(用紙は所属の共済組合にあります。)

● 公的年金制度とは、次の各年金制度をいいます。

- ・国民年金 ・厚生年金保険 ・国家公務員共済組合 ・地方公務員等共済組合 ・私立学校教職員共済
- ・旧農林漁業団体職員共済組合 ・昭和60年法律第34号による改正前の船員保険